平成２２年（フ）第６６５号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目56番地サンテ88―200号室、住民票上の住所岐阜県本巣市海老235番地９
債務者　丹羽加代子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６７０号
岐阜県本巣郡北方町加茂620番地の14
債務者　武藤　実加
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６７２号
岐阜市切通４丁目２番15号
債務者　奥村　公宣
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３６号
静岡県伊東市荻581番地の74
債務者　芽野富貴夫
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
静岡県伊東市荻581番地の74
債務者　芽野　廣子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
静岡県御殿場市板妻12番地の36　コーポラス板妻201
債務者　滝井　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
静岡県沼津市石川458番地の２　レオパレスＩＲＩＳＡ207、前住所静岡県沼津市一本松84番地の２　ルナハイムＮ101
債務者　石井紀代美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
静岡県伊東市玖須美元和田727番地の104　城星住宅オ４―47号
債務者　川俣　惠美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
静岡県沼津市原1487番地の１　市営原団地Ｄ13―305、前住所静岡県沼津市大塚1170番地の２　公団住宅３―101
債務者　瀧日　嗣二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
静岡県賀茂郡東伊豆町大川253番地の13　清月堂アパート301
債務者　村田真奈美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第４５９号
兵庫県宝塚市小浜５丁目18番９号
債務者　井上まゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４６６号
兵庫県宝塚市山手台西４丁目13番２―203号、前住所兵庫県川西市南花屋敷３丁目10番５号
債務者　小塩　竹子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８１８号
兵庫県姫路市西今宿８丁目１番５号２号棟、従前の住所兵庫県姫路市下手野４丁目13番77303号リベール姫路夢前台
債務者　長瀬　利記
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２０号
兵庫県宍粟市波賀町齋木792番地
債務者　船積　俊夫
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２１号
兵庫県宍粟市波賀町齋木792番地
債務者　船積久美子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１１１号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡48番地　市営鶴岡東住宅202号室、旧住所兵庫県豊岡市日高町石井439番地の１
債務者　吉岡　成起
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ２―102号
債務者　福永　勝支
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所